

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和6年2月16日(2024.2.16)

【公開番号】特開2023-110927(P2023-110927A)

【公開日】令和5年8月9日(2023.8.9)

【年通号数】公開公報(特許)2023-149

【出願番号】特願2023-86873(P2023-86873)

【国際特許分類】

G 09 F 19/00(2006.01)

10

B 60 L 53/14(2019.01)

B 60 L 53/31(2019.01)

H 02 J 7/00(2006.01)

G 09 F 9/00(2006.01)

【F I】

G 09 F 19/00 Z

B 60 L 53/14

B 60 L 53/31

H 02 J 7/00 P

20

H 02 J 7/00 301B

G 09 F 9/00 350Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年2月7日(2024.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

30

【請求項1】

電気自動車充電ステーションであって、

前記電気自動車充電ステーションのフレームと、

電気自動車に電荷を供給するために前記フレームに結合された電気コネクタと、

電子ディスプレイを有するパネルであって、前記電子ディスプレイが、前記パネルの外側から外側に面し、前記パネルの内面に取り付けられ、

前記パネルが、前記電気自動車充電ステーションの前記フレームから離れるように前記パネルを関節運動させるように、前記フレームにヒンジ結合され、

前記電子ディスプレイが、前記電気自動車充電ステーションの前記フレームの高さの少なくとも60%である高さ、および前記フレームの幅の少なくとも80%である幅を有し、前記電子ディスプレイが、少なくとも3フィートの高さ、および少なくとも2フィートの幅を有する、パネルと、

前記パネルが前記フレームから離れるように関節運動させられたときにアクセス可能なコンピューティングデバイスであって、前記コンピューティングデバイスが、1つ以上のプロセッサおよびメモリを含み、前記メモリが、前記電子ディスプレイ上にコンテンツを表示するための命令を格納している、コンピューティングデバイスと

を備える、電気自動車充電ステーション。

【請求項2】

前記パネルが、実質的に垂直である回転軸の周りで前記パネルを前記フレームから離れるように関節運動させるように、前記フレームにヒンジ結合されている、請求項1に記載

50

の電気自動車充電ステーション。

【請求項 3】

前記パネルが、実質的に水平である回転軸の周りで前記パネルを前記フレームから離れるように関節運動させるように、前記フレームにヒンジ結合されている、請求項 1 に記載の電気自動車充電ステーション。

【請求項 4】

前記コンピューティングデバイスが、前記パネルに取り付けられている、請求項 1 に記載の電気自動車充電ステーション。

【請求項 5】

前記パネルが、第 1 のパネルであり、

前記電気自動車充電ステーションが、第 2 の内面および第 2 の外面向有する第 2 のパネルをさらに備え、前記第 2 のパネルが、前記フレームから離れるように前記第 2 のパネルを関節運動させるように前記フレームにヒンジ結合され、前記第 2 のパネルが、前記第 2 のパネルの前記第 2 の外面向から外側に面し、前記第 2 のパネルの前記第 2 の内面に取り付けられた第 2 の電子ディスプレイを含み、

ヒンジが閉状態にある間に、前記内面が、前記第 2 の内面を指す方向を向いている、請求項 1 に記載の電気自動車充電ステーション。

【請求項 6】

前記第 1 のパネルの回転軸が、前記第 2 のパネルの回転軸に実質的に平行であり、

前記第 1 のパネルが、前記第 2 のパネルが前記フレームから離れるように関節運動するように構成されている方向と実質的に反対の方向に、前記フレームから離れるように関節運動するように構成されている、請求項 5 に記載の電気自動車充電ステーション。

【請求項 7】

前記電子ディスプレイに熱的に結合された 1 つ以上のヒートシンクをさらに含む、請求項 1 に記載の電気自動車充電ステーション。

【請求項 8】

前記フレームが、電気自動車を充電するための回路を収容している、請求項 1 に記載の電気自動車充電ステーション。

【請求項 9】

前記コンピューティングデバイスが、前記電気自動車充電ステーションのユーザのデバイスとインタラクションするように構成された近距離通信（NFC）センサを含む、請求項 1 に記載の電気自動車充電ステーション。

【請求項 10】

前記パネルを前記フレームに固定するための係止部をさらに含み、それにより、前記係止部が係止されているときに、前記パネルが前記フレームから離れるように関節運動することができない、請求項 1 に記載の電気自動車充電ステーション。

【請求項 11】

前記パネルの前記外面向が、前記電子ディスプレイを覆う透明部分を含む、請求項 1 に記載の電気自動車充電ステーション。

10

20

30

40

50